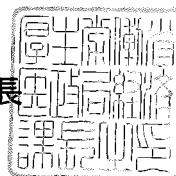




医政経発第 0329001 号
保医発第 0329001 号
平成 19 年 3 月 29 日

社団法人 日本病院会会長 殿

厚生労働省医政局経済課長



厚生労働省保険局医療課長



医薬品に係る取引価格の未妥結及び仮納入のは是正について

薬価調査は、医薬品市場実勢価を薬価に反映するために行われるものですが、長期にわたる取引価格の未妥結及び仮納入については、薬価調査の信頼性を確保する観点からも不適切な取引であることから、当職通知「医薬品に係る取引価格の未妥結及び仮納入のは是正について」（平成 18 年 3 月 27 日付、医政経発第 0327001 号・保医発第 0327001 号）を発出し、その是正を図るよう貴団体傘下の保険医療機関、保険薬局、医薬品卸売業者又は関係団体等への御指導をお願いしたところであります。厚生労働省において、平成 18 年度に実施した医薬品卸売販売業者を対象とする別添「価格妥結状況調査結果」では、残念ながら通知から 9 ヶ月を経た本年 1 月においても是正が図られていない状況にあります。

このような状況の下、長期にわたる未妥結・仮納入を改善し、薬価調査の信頼性を確保する観点から、平成 19 年度の医薬品の取引交渉を行うに当たり、公的医療保険制度に与る取引当事者双方に対し、下記のとおり要請します。

なお、経済課においては、引き続き、薬価調査の一環として価格妥結状況の調査等を定期的に行い、その調査結果を公表するとともに、必要に応じて取引当事者を対象とした実情把握調査を実施することとしますので、ご協力方願います。

また、当該調査結果等を踏まえ、薬価調査の信頼を損ねるおそれがあると認められる場合には、当職から当該取引当事者（保険医療機関、保険薬局及び医薬品卸売業者）に対し、改善指導を行うことがあり得ることを申し添えます。

ついては、貴職におかれましては、医薬品に係る取引価格の未妥結及び仮納入の是正に向けた取組を促進するよう、貴団体傘下の保険医療機関、保険薬局、医薬品卸売業者及び関係団体等への更なる周知徹底及び御指導をお願いします。

記

1. 医薬品卸売業者

保険医療機関及び保険薬局との価格交渉を行うに当たり、医薬品卸売業者側に起因する未妥結・仮納入の要因を再点検し、早期妥結に向けた改善策を講ずること。その際、①医薬品卸売業者の提示する価格の信頼性を確保するために経済合理性に基づいた実質的な価格提示の早期段階での実施、②製造販売業者との取引におけるアローアンスのうち支払基準の不明確なものについての透明性の確保に向けた取組等を十分に考慮すること。

※ アローアンス：通常、販促費として経理処理されるもの

2. 保険医療機関及び保険薬局

未妥結・仮納入の実情について自己点検を行い、長期にわたって未妥結の状態にある機関等においては早期妥結に向けた改善策を検討すること。

(別添)

平成18年度価格妥結状況調査結果概要

○調査客体及び回収状況

	対象客体数	回答数	回収率
平成18年7月調査	165社	136社	82.4%
平成18年10月調査	63社	62社	98.4%
平成19年1月調査	63社	62社	98.4%

※平成18年7月調査は医療用医薬品の販売実績のある卸を対象客体としたが、平成18年10月調査からは、未妥結仮納入の実態はないとされるジェネリック販社協会加盟会社等(102社)を除いた広域卸63社を対象客体として調査を実施した。

○調査概要

①調査内容

- ア. 全ての医療機関、薬局との取引を対象
- イ. 7月、10月、1月の取引高(1カ月間)における妥結状況を薬価ベースで調査
- ウ. 10月調査より、病院区分を「200床以上」と「その他」に分けて調査

②調査結果

- ア. 医療機関・薬局区分別妥結状況
(医療機関)

区分	妥結率		
	7月取引分	10月取引分	1月取引分
病院(総計)	30.7%	37.5%	43.6%
200床以上	—	30.6%	36.0%
その他	—	60.7%	68.1%
診療所	73.9%	84.8%	88.5%
合計	46.8%	55.4%	61.4%

(薬局)

区分	妥結率		
	7月取引分	10月取引分	1月取引分
チェーン薬局 (20店舗以上を保有)	8.5%	14.4%	19.0%
その他の薬局	47.4%	62.2%	70.4%
合計	39.3%	52.9%	60.8%

※その他の薬局には20店舗未満のチェーン薬局を含む

- イ. 医療機関設置主体別／取引卸別価格妥結状況：別紙のとおり

(別紙)

医療機関設置主体別／取引卸別価格妥結状況

(対象: 200床以上の医療機関)

設 置 者	妥結率 (H19. 1取引金額ベース)				
	全 体	対 A 卸	対 B 卸	対 C 卸	対 D 卸
病 院 (2,756)	36.0	33.6	28.4	31.7	34.5
1 国(厚生労働省) (21)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2 国(独法・国立病院機構) (139)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3 国(国立大学法人) (42)	74.2	78.3	62.3	80.1	60.9
4 国(独法・労働者健康福祉機構) (34)	1.8	0.0	3.7	1.2	0.2
5 国(その他) (7)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
6 都道府県 (169)	49.0	57.4	36.8	38.4	37.8
7 市町村 (314)	38.9	41.1	29.1	38.0	40.7
8 日赤 (70)	9.9	12.2	4.4	0.5	10.3
9 済生会 (50)	10.2	9.8	4.1	10.0	9.2
10 北海道社会事業協会 (6)	76.3	-	100.0	21.6	75.0
11 厚生連 (80)	7.8	2.0	21.4	2.6	2.5
12 全社連 (37)	19.9	45.0	18.7	9.5	20.8
13 厚生団 (7)	0.3	0.0	0.0	0.7	0.1
14 船員保険会 (3)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
15 健保組合・その連合会 (5)	7.7	8.5	0.0	0.0	10.7
16 共済組合・その連合会 (37)	1.6	0.0	0.3	0.1	0.5
17 国民健康保険組合 (1)	70.6	-	-	100.0	0.0
18 公益法人 (187)	23.6	25.6	21.0	20.1	24.5
19 医療法人 (1,299)	55.9	50.1	42.7	56.0	61.0
20 学校法人 (76)	5.1	3.2	4.2	6.7	2.7
21 会社 (23)	35.9	12.4	11.1	17.6	22.1
22 その他の法人 (89)	30.8	24.6	26.5	26.5	33.3
23 個人 (60)	72.5	83.4	96.8	87.2	52.2

※卸の報告に基づいて作成したものであり、医療機関側では妥結済と整理しているケースも含まれている。

※平成19年1月に納入した医療用医薬品の総額と、そのうち価格が妥結している取引分との比率。

※薬価基準ベースの金額に換算。

※特に売上の高い主要卸(A, B, C, D)について再掲。